

System of Payments and Fees Policy (支払い制度と手数料に関する方針)

14.Aはじめに

- 14.A.1 Individuals with Disabilities Education Act (個別障害者教育法、IDEA) のパートCは、障害のある乳幼児に向けて適切に調整された省庁間のサービスシステムとして議会で設定されました。連邦議会はこのような人々を対象とする既存のプログラムが利用可能であることを認識しているため、これらのプログラムを横断的に調整するためのインフラを提供するためにパートCが設定されました。その結果、パートCに使用される資金は公的保険や民間保険を含む連邦、州、地方の資金源を活用するよう設計されています。なぜなら早期介入の費用を全額賄うだけの公的資金はないため、すべての早期介入サービスを公費で提供できるわけではありません。家族としてはお子様のプログラムに金銭面においては積極的に貢献することが期待されています。ESITの家族費用参加要件の対象となる早期介入サービスについては、民間のApple Healthのキッズ/Medicaidを利用できるようにすることでこれらの要件を満たすことができますようになります。
- 14.A.2 Early Support Program for Infants and Toddlers (乳幼児早期支援プログラム、ESIT) には、障害のある乳幼児とその家族に最大限のサービスを提供するためにすべての資源を最大限に活用する義務があります。また、ESITにはこれらの資源が子どもの発達に十分な利益をもたらす早期介入サービスを提供するために使われることを保証する義務があります。そのような幅広い資格基準をESITが維持するには公的保険、民間保険、手数料など利用可能なすべての資金源の活用が必要不可欠にあります。
- 14.A.3 子供またはそのご家族への適切な早期介入サービスの適時な提供の遅延を防ぐためにも、ESITはIDEAのパートCに基づく資金を認可されたサービスおよび機能である34 CFR §303.16に定義される保健サービス(ただし医療サービスは除く)、34 CFR §§303.115~303.117、§§303.301から303.320に記載される児童発見システムの機能や§303.321の評価およびアセスメントを含む資金を利用する場合があります。



連絡先:

The Washington State Department
of Children, Youth & Families
Early Support for Infants and
Toddlers Program
P.O. Box 40970
Olympia, WA 98504-0970
Toll-free: 1-866-482-4325
www.dcyf.wa.gov

この文書の別のフォーマットや言語でのコピーをご希望の場合は、DCYF関係者対応窓口 (1-800-723-4831 | 360-902-8060, ConstRelations@dcyf.wa.gov) までご連絡ください。

DCYF PUBLICATION FS_0033 | DEL 11-019 JA
(01-2020) Japanese



Washington State Department of
CHILDREN, YOUTH & FAMILIES

14.B 主な方針

14.B.1 公費で提供される機能およびサービスについて

- (a) 34 CFR §303.521(b) (2011)に従い、以下のIDEAのパートCの機能及びサービスはEarly Support for Infants and Toddlers (乳幼児早期支援、ESIT) プログラムとそのサービス提供者によって公費で提供され、それらを直接ご家族に請求することはできません：
- (1) §§303.301から303.303までの子供支援制度を実施する。
 - (2) §303.320および§303.13(b)の評価と査定に関連する機能に正しく従った評価および査定を行う。
 - (3) §§303.13(b)(11)および303.33に定義されるサービスの調整(子育て支援資源)。
 - (4) 以下に関する管理および調整業務に関して—
 - (i) §§303.342～303.345に従ったIFSPおよび暫定IFSPの策定、見直し、評価、及び
 - (ii) 34 CFR §303のサブパートDにあるサブパートEの手続き上の保護措置および早期介入サービスの州全体のシステムに関するその他のサービスの実施
- (b) **保証:** 34 CFR §303.521(a)(4)(ii)に従い、家族の方が『支払い能力なし』と見なされる場合には、子供のIFSPで特定されたパートCのサービスはすべて家族側の費用負担なしで提供されます。それに伴い、支払い能力がないからといってパートCのサービスの遅延や拒否が発生することはありません。

14.B.2 Family Cost Participation (家族費用負担制度、FCP) の対象となる機能およびサービス

- (a) 34 CFR §303.521(b)に従い、以下の機能とサービスは家族負担の対象となり自己負担金、共同負担金、免責金額、手数料を家族に請求することができます：
- (1) 支援技術機器
 - (2) 支援技術サービス
 - (3) 聴力検査サービス
 - (4) カウンセリング
 - (5) ヘルスサービス
 - (6) 看護サービス
 - (7) 栄養サービス
 - (8) 作業療法
 - (9) 理学療法
 - (10) 心理的サービス
 - (11) 福祉支援サービス
 - (12) 言語聴覚サービス

- (b) **保証:** 34 CFR §303.521 (a) (4)(iii)に従い、家族は家族費用負担の対象となるパートCの早期介入サービスの実費（そのサービスの支払いに指定された他の資金源から受領した金額を考慮した金額）を超えて請求されることはありません。

14.B.3 家族費用負担の対象となる早期介入サービスに対するWashington州のの支払いおよび料金制度に組み込まれている財源について

支払い能力がないと判断されない限り、費用負担参加の対象となるサービスを受けるすべての家族は公的保険給付、民間保険給付、手数料を支払うことを求められます。その結果、以下の資金源がESITの支払い制度と手数料に関する方針に組み込まれました：

- (a) 公的医療保険（Apple Healthのキッズ／Medicaid）
- (b) 民間医療保険／保険
- (c) 各種費用

14.B.4 家族の収入と支出に関する情報に関して

- (a) 公的保険または民間保険に請求する前に、ご家族にはESITの支払い制度と手数料に関する方針が提供されます。必要に応じて、ご家族には事前通知書、公的保険および／または民間保険の加入同意書、収入と支出の確認書への記入をお願いしております。
- (b) ご家族のFamily Resources Coordinator（家族資源コーディネーター、FRC）は事前の書面による通知、公的および／または私的保険への加入同意書、収入と支出の確認書等を記入および提出していただいたご家族への支援を行います。
- (c) 事前通知書、公的保険および／または民間保険への加入同意書、収入および支出の確認書はその家庭を担当するFRCに提出されます。
- (d) 家族の収入と支出に関する情報の結果、家族の人数に基づいて調整された年間所得がFederal Poverty Level（法定貧困レベル、FPL）の200%を下回る家庭は保険の自己負担額、共同保険料、保険控除額、月額費用を支払う必要はありません。これらの費用には、他の機関の資金やパートCの資金が使われることもあります。
- (e) 家族の収入と支出に関する情報の結果、家族の人数に基づいて調整された年間所得がFPLの200%を上回る家庭は保険の自己負担額、共同保険料、保険控除額、月額費用を支払う必要があります。

14.B.5 公的医療保険／保険（Apple Healthのキッズ／Medicaid）の利用について

- (a) 34 CFR§303.520(a)(2)(i)に従い、ESIT早期介入プログラムに登録した家族は子供がパートCの早期介入サービスを受けるための条件として、Apple Healthのキッズ／Medicaidに登録または加入する必要はありません。
- (b) 34 CFR§303.520(a)(3)に従い、児童または保護者の公的給付金または保険をパートCのサービス料金の支払いに使用する前にESITの支払い制度と手数料に関する方針が提供されます。
- (c) 34 CFR§303.520(a)(2)(ii)に従い、早期介入プロバイダーはApple Healthのキッズ／Medicaidの利用が以下のいずれかに該当する場合に家族の同意を求める必要があります：
 - (1) 同プログラムの下において、子供または親が利用できる終身補償またはその他の保険給付の減少が見られる場合
 - (2) 本来であれば公的給付や保険で賄われるはずのサービスを、子どもの親が負担することになる場合

- (3) 子供または親の保険料の値上げ、または公的給付や保険の打ち切りが見られる場合
- (4) 医療関連支出の集計に基づき、子供または親が在宅および地域密着型補助金の受給資格を失うリスクがある場合
- (d) 34 CFR §303.520(b)(1)に従い、家族がApple Healthのキッズ／Medicaidと民間保険の両方に加入している場合、早期介入プロバイダーは以下に関して親の同意を求める必要があります：
 - (1) IFSPに記載されている早期介入サービスの最初の提供の費用を家族の民間医療保険／保険で賄う場合
 - (2) 子どものIFSPにあるサービスの頻度、長さ、期間、強度の増加に対する支払いに、民間の医療保険／保険を使用すること。
- (e) 保証：34 CFR §303.521(a)(4)(iv)に従い、公的保険または給付金を持つ家庭は、公的保険または給付金を持たない家庭や私的保険に加入していない家庭よりも不釣り合いに高い料金を請求されることはありません。
- (f) 早期介入プロバイダーは主に以下を行います：
 - (1) 34 CFR §303.414および303.520(a)(3)(i)に従い、Apple Healthのキッズ／Medicaidに登録されている家族に対しては個人を特定できる情報が子どもに提供された際にApple Healthのキッズ／Medicaidへの開示を知らせる書面通知を送ります。
 - (2) 34 CFR §303.520(a)(3)(iii)に従い、請求目的のために個人を特定できる情報の開示に対する同意をいつでも撤回する権利があることを家族に知らせます。
 - (3) 34 CFR §303.520(a)(3)(iv)に従い、Apple Healthのキッズ／Medicaidを利用した家族が負担する可能性のある一般的な費用のカテゴリーを書面で説明します。
- (g) ここでの早期介入プロバイダーは、Apple Healthのキッズ／Medicaidの保険料の負担は行いません。
- (h) 34 CFR §303.520(a)(2)(iii)に従い、親がApple Healthのキッズ／Medicaidへの登録または利用について同意しなかった場合でも、早期介入プロバイダーは親が同意したIFSP上のパートCの早期介入サービスを利用できるようにしなければなりません。Apple Healthのキッズ／Medicaidの利用に対する同意がないことを理由に、本パートに基づく子どもや家族へのサービスの遅延や拒否が発生することはありません。
- (i) Apple Healthのキッズ／Medicaidの受給資格が確認できない場合や家族が収入と費用に関する情報の提供を拒否した場合、家族はWashington'sのシステムの支払いと手数料に関する方針に従う必要があります。

14.B.6 民間医療保険／保険の利用について

- (a) 34 CFR §303.520(b)(1)(iii)に従い、パートCのサービス料金の支払いに子供または保護者の民間医療保険／保険を使用する前に、ESITの支払い制度と料金に関する方針が家族に提供されます。
- (b) 34 CFR §303.520(b)(1)(i)に従い、早期介入プロバイダーは保護者の同意を得なければなりません：
 - (1) IFSPに記載されている早期介入サービスの最初の提供の費用を家族の民間医療保険／保険で賄う場合
 - (2) 子供のIFSPにあるサービスの頻度、期間、強度の増加に対する支払いに民間の医療保険／保険を使用する場合
- (c) 保証：34 CFR §303.521(a)(4)(iv)に従い、民間保険に加入している家庭は公的保険、給付金、民間保険に加入していない家庭よりも不釣り合いな高額な料金を請求されることはありません。
- (d) 34 CFR §303.520(b)(1)(ii)に従い、早期介入プロバイダーは民間医療保険／保険を使用した結果、家族が負担する可能性のある費用の一般的なカテゴリーに関して以下のような書面を提供します：
 - (1) 自己負担金、共同保険料、保険料、免責金額、その他の長期的な費用を含む家族の保険契約における年間または生涯の医療保障／保険上限額による給付金の損失が見られる場合
 - (2) 保険に加入している障害のある子供の家族の医療保険の利用可能性に悪影響を及ぼす可能性があり、パートCの早期介入サービスの支払いに保険契約を利用することで医療保険／保険が打ち切られる可能性がある場合
 - (3) 早期介入サービスの支払いに民間保険を利用することで、医療保険／保険料が影響を受ける可能性がある場合
- (e) 早期介入プロバイダーは医療保険／保険料は負担しません
- (f) 34 CFR §303.520(a)(2)(iii)に従い、親が民間の医療保険／保険を利用する同意を提供しない場合でも、早期介入プロバイダーは親が同意したIFSPのパートCの早期介入サービスを利用できるようにしなければなりません。同意がないことを理由に、子どもや家族へのサービスを遅らせたり、拒否したりすることはできません。保護者または家族が個人的な医療保険／保険を利用することに同意しない場合、家族はWashington'sの支払い制度と手数料に関する方針に従う必要があります。
- (g) 自己負担金、共同負担金、免責金額を請求されたすべての家族にはパートCの最後の貸し手金を含め他の機関の資金でこれらの費用を賄うことができます。
- (h) 自己負担金、共同負担金、免責金額の支払いが90日間滞った家族は、支払い計画が策定されるまで家族負担の対象となるサービスが停止されるようになります。これは、家族、家族資源コーディネーター、およびサービス提供者に書面による通知が行われた後に実施されます。

14.B.7 保護者の支払い能力の定義について

ESITが持つ支払い能力の定義としては、家庭の調整後年収の合計がFederal Poverty Level (法定貧困レベル、FPL) の200%を上回り、10%を超える払い戻し不可能な経費を調整したものとしています。

- (a) 家庭の月々の支払い能力を判断するために収入と支出の情報が必要になります。
- (b) 払い戻し不可能な費用には医療費および歯科医療費、保険料、控除額、自己負担額、共済金を含む以下が含まれます：
 - (1) 医療費および歯科医療費 (保険料、控除額、自己負担額、共同保険を含む)
 - (2) 保険適用外のメンタルヘルス治療
 - (3) 認可を受けた在宅医療機関が提供する在宅医療
 - (4) 養育費／扶養料の支払い
 - (5) 親の就労や就学中に発生する養育費
- (c) 公的医療保険、私的医療保険、私的医療保険を請求する前に、家族は以下の内容を含む事前書面通知、公的保険および／または私的保険の加入同意書、収支確認書の確認および記入が求められます：
 - (1) 収支に関する詳細な情報
 - (2) 個人を特定できる情報開示への同意、及び
 - (3) 公的保険および／または民間保険の適用への同意。
- (d) 保護者の支払い能力は少なくとも年1回、または家族の要望があればその期間以内でもなるべく早く更新されなければいけません。

14.B.8 支払い能力がないとされる保護者の定義について

ESITによる支払い能力がない保護者の定義としては、家庭の調整後年収の合計がFederal Poverty Level (法定貧困レベル、FPL) の200%を下回るものとしています。

- (a) 家庭の支払い能力を正しく判断する為にも、収入と支出の情報が必要になります。
- (b) ここで経費として認められないものには、以下のものが含まれます：
 - (1) 医療費および歯科医療費 (保険料、控除額、自己負担額、共同保険を含む)
 - (2) 保険適用外のメンタルヘルス治療
 - (3) 認可を受けた在宅医療機関が提供する在宅医療
 - (4) 養育費／扶養料の支払い
 - (5) 親の就労や就学中に発生する養育費
- (c) 公的医療保険、私的医療保険、私的医療保険を請求する前に、家族は以下の内容を含む事前書面通知、公的保険および／または私的保険の加入同意書、収支確認書の確認および記入が求められます：
 - (1) 収支に関する詳細な情報
 - (2) 個人を特定できる情報開示への同意、及び
 - (3) 公的保険および／または民間保険の適用への同意。

- (d) 保護者の支払い能力は少なくとも年1回、または家族の要望があればその期間以内でもなるべく早く更新されなければいけません。

14.B.9 料金について

- (a) 34 CFR §303.521に従い、ESITは『支払い能力』があると判断された家族に対して、以下のいずれかに該当する場合は家族費用負担の対象となる早期介入サービスの月額料金を設定しています：
- (1) 民間の医療保険／保険の使用を拒否する家族
 - (2) Apple Healthのキッズ／Medicaidの公的医療保険／保険の利用を辞退した調整後の年収がFPL200%を上回る家族
 - (3) Apple Healthのキッズ／Medicaidまたは民間の医療保険に加入していない家族
- (b) 収入と支出の情報を提供することを拒否する家族には家族の人数に応じた上限額の月額料金が請求され、サービス料金の支払いとして他の公的資金源から受け取った金額も考慮されます。
- (c) 月額料金表はFederal Poverty Level (法定貧困レベル、FPL) のガイドラインに基づいて設定されており、毎年更新され続けています。
- (d) 家族の負担費用の対象となる早期介入サービスを提供するために公的および／または民間の保険を利用することに同意した家族は、月額料金を支払う必要はありません。
- (e) Apple Healthのキッズ／Medicaidに登録している家族で『支払い能力がない』という定義を満たしており、またパートCの早期介入サービスの支払いとしてこの資金源の利用を拒否する家族に対しては、子供のIFSPで特定されたパートCのサービスはすべて無料で提供されます。それに伴い、支払い能力がないからといってパートCのサービスの遅延や拒否が発生することはありません。
- (f) Apple Healthのキッズ／Medicaidに加入していない家庭で収入および支出に関する情報の提供を拒否した場合は、家族の人数に応じた上限額の月額料金が請求され、サービス料金の支払いに充てられる他の公的財源からの受給額も考慮されます。
- (g) 民間の医療保険／保険への加入を拒否して収入と支出に関する情報を提供した家族には、家族の人数と調整後の年収に基づいた月額料金が請求されます。
- (h) 家族の人数、収入、支出に変更があった際にはいつでも月額料金の再決定を求めることができます。月額料金の調整は再決定後に行われます。
- (i) 月額料金を90日間滞納した家族は、納得のいく支払い計画が立てられるまで家族の負担費用参加の対象となる子供へのサービスが停止されます。これは各サービスの提供者が家族のファミリーリソースコーディネーターに対して書面での通知を行った後に実施されます。

14.B.10 手続的保護措置の要件について

- (a) 34 CFR §303.521(e)に従い、以下の手続き上の保護措置の詳細が記載された支払い制度と手数料に関する方針のコピーが家族に提供されます：
 - (1) 手数料の徴収
 - (2) 保護者が支払う能力があるかないかに関するの州の判断
 - (3) 公的保険または民間保険の請求
- (b) 保護者は、以下を含む権利を有しています：
 - (1) 34 CFR §303.431に伴う調停への参加権
 - (2) 34 CFR §303.436または§303.441のいずれか適用可能な方に基づく適正手続き聴聞会の要請
 - (3) 34 CFR §303.434に基づく州への苦情の申し立て
 - (4) 金銭的請求の迅速な解決のために州が定めたその他の手続き
- (c) 34 CFR §303.521(e)(2)(i)に従い保護者からの要請があった場合、ESITプロバイダーはその支払い制度と手数料に関する方針のコピーを書面で提供します：
 - (1) Individualized Family Service Plan (個別家族サービス計画、IFSP) 会議で得た早期介入サービスの提供に関する同意、及び
 - (2) パートCのサービスの支払いに民間保険を使用することに関する同意